

暴風警報発令に伴う措置について（生徒手帳P18、19）

1. 授業及び臨時休校

(1) 登校前

- ア. 午前7時までに「暴風警報」が解除になり、かつ阪急電車・JRのどちらか一方が運行している場合――平常授業
- イ. 午前9時までに「暴風警報」が解除になり、かつ阪急電車・JRのどちらか一方が運行している場合――第3限より授業（午前10時40分までに登校）
- ウ. 午前11時までに「暴風警報」が解除になり、かつ阪急電車・JRのどちらか一方が運行している場合――第5限より授業（午後1時15分までに登校）
- エ. 午前11時現在、「暴風警報」が発令中の場合――臨時休校
- オ. 午前11時現在、「暴風警報」解除後も阪急電車・JRが共に運行していないの場合――臨時休校
- カ. 「暴風警報」解除後も洪水又は溢水のある場合
 - (ア) 臨時休校のとき ……ニュース及び緊急連絡網で連絡
 - (イ) 授業のとき
 - a. 一部道路が通行不可能であっても、交通安全に注意して登校すること。
 - b. 登校不可能な生徒は自宅学習とし、翌日、事由を学級担任に届け出ること。

(2) 在校時 ――「暴風警報」が発令された場合直ちに帰宅。

(3) 注意事項

- ア. テレビ又はラジオで報道される教育委員会の指示に注意すること。
- イ. 「暴風警報」発令中、午前11時までは自宅待機し、ニュースに注意し、自宅で待機すること。
- ウ. 自宅待機及び臨時休校の場合は登校しないこと。

2. 考査期間中

- ア. 午前7時までに「暴風警報」が解除、かつ阪急電車・JRのどちらか一方が運行している場合――平常どおり、考査
- イ. 午前11時までに「暴風警報」が解除になり、かつ阪急電車・JRのどちらか一方が運行している場合――午後1時30分より、考査（午後1時15分までに登校）
- ウ. 午前11時現在「暴風警報」が発令中の場合――臨時休校
- エ. 午前11時現在「暴風警報」解除後も阪急電車・JR共に不通の場合――臨時休校
※臨時休校になった場合、その日の考査を、考査最終日の翌日に実施する。
また、登校後に暴風警報が発令された場合は、授業時と同様の措置とする。

3. 特別警報について

居住及び通学地域に「特別警報」が発令されている場合は、「暴風警報」と同様の時間帯での判断で自宅待機とする。